



2025 年 11 月 28 日

各 位

会 社 名 ビジネスコーチ株式会社
代表者名 代表取締役社長 細川 馨
(コード：9562 東証グロース市場)
問合せ先 取締役 CFO 兼経営管理本部長 吉田 信輔
(TEL. 03-3528-8022)

第三者割当による新株式及び第 5 回新株予約権の払込完了に関するお知らせ

当社は、2025 年 11 月 7 日開催の取締役会において決議いたしました、第三者割当による新株式（以下、「本新株式」といいます。）の発行、第三者割当による第 5 回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行（以下、これらを総称して「本第三者割当」といいます。）について、本日払込手続きが完了したことを確認いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本第三者割当の詳細につきましては、2025 年 11 月 7 日付で公表いたしました「株式会社日本経済新聞社との資本業務提携、第三者割当による新株式及び第 5 回新株予約権の発行、並びにその他の関係会社及び主要株主の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 本新株式発行の概要

(1) 払 込 期 日	2025 年 11 月 28 日
(2) 発 行 新 株 式 数	282,400 株
(3) 発 行 価 額	1 株につき 2,395 円
(4) 調 達 資 金 の 額	676,348,000 円
(5) 募集又は割当方法 (割 当 先)	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 株式会社日本経済新聞社
(6) そ の 他	上記各号については、金融商品取引法による届出の効力が発生することを条件とします。

2. 本新株予約権発行の概要

(1) 割 当 日	2025 年 11 月 28 日
(2) 新株予約権の総数	2,840 個
(3) 発 行 価 額	新株予約権 1 個につき 300 円（1 株につき 3 円）
(4) 当該発行による 潜 在 株 式 数	284,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株）
(5) 調 達 資 金 の 額	681,032,000 円 (内訳) ・新株予約権発行分 852,000 円 ・新株予約権行使分 680,180,000 円 本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。
(6) 行 使 価 額	1 株につき 2,395 円
(7) 募集又は割当方法 (割 当 先)	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 株式会社日本経済新聞社 2,840 個
(8) 行 使 条 件	1. 当社が公表した 2026 年 9 月期の通期の決算短信における連結売上高（但し、2026 年 9 月期中に当社が他の会社の株式若しくは持分又は事業を取得した場合にあっては、当社の連結売上高に反映される当該他の会社及び事業の売上高を除く。以下「本連結売上高」という。）の金額が 24 億 6,700 万円以上であった場合には、本新株予約権者は、当該決算の公表日以降、本新株予約権を行使することができるものとする。

	2. 本連結売上高の金額が 22 億円以上、24 億 6,700 万円未満であった場合には、本新株予約権者は、当該決算の公表日以降、当社と協議のうえ、当社が本新株予約権者による本新株予約権の行使を認めることを当社の取締役会で決議した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。 3. 本新株予約権は当社が 2026 年 9 月期の通期の決算短信を公表するまで行使することができず、また当該決算の公表日以降については、本連結売上高の金額が 22 億円未満であった場合には本新株予約権を行使することができないものとする。 4. 各本新株予約権の一部行使はできない。
(9) 取得条項	1. 当社は、当社及び日本経済新聞社の間で締結された資本業務提携契約が①表明及び保証に重大な違反があること、②契約上の義務に重大な違反があること、③主要株主（金融商品取引法第 163 条第 1 項に規定する主要株主を意味する。）の変更（但し、当該変更には当社の責に帰すべき事由がある場合に限る。）、事業譲渡、合併、会社分割等の組織再編（相手方の事業に重大な影響を与えるものに限る。）その他会社の支配に重大な影響を及ぼす事実が生じたこと、又は④適用される法令等に重大な違反があることを理由として、資本業務提携契約の定めに従って解除された場合には、残存する本新株予約権の全てを本新株予約権 1 個当たり 300 円で取得する。 2. 当社は、資本業務提携契約が終了した場合（但し、上記 1 に該当する場合を除く）には、残存する本新株予約権の全てを無償で取得する。 3. 当社は、本連結売上高の金額が 22 億円以上、24 億 6,700 万円未満であった場合には、当社が本新株予約権者による本新株予約権の行使を認めることを当社の取締役会で決議した場合を除き、2027 年 2 月 28 日の到来をもって、同日に本新株予約権の全てを無償で取得する。 4. 当社は、本連結売上高の金額が 22 億円未満であった場合には、当該決算の公表日において残存する本新株予約権の全てを無償で取得する。
(10) その他	上記各号については、金融商品取引法による届出の効力が発生することを条件とします。その他詳細については、末尾添付の発行要項をご参照ください。

- (注) 1. 上記 (8) 1. に記載の行使条件である「連結売上高 24 億 6,700 万円」は、同日公表の 2026 年 9 月期連結業績予想の売上高（21 億円）とは異なります。これは、当該業績予想には資本業務提携による協業効果を織り込んでいないためであり、24 億 6,700 万円は資本業務提携を通じて実現を目指す目標水準として設定したものです。
2. 2026 年 9 月期の通期決算短信における連結売上高が 22 億円以上 24 億 6,700 万円未満となった場合において、当社取締役会が本新株予約権の行使を認める決議を行ったときは、その旨を速やかに適時開示いたします。

以 上